

令和6年度第1回瑞浪市地域公共交通協議会（再協議分） 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通協議会の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和6年5月31日

3 協議期間

令和6年5月31日～6月14日

4 協議事項

(1) 瑞浪市地域公共交通計画の記載変更について

5 協議結果

承認 18名

不承認 1名

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認された。